

「類似商品・役務審査基準〔国際分類第13-2026版対応〕（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

通番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>香料等に登場する(芳香用のものに限る。)は(食品用のものを除く。)にすべき。</p> <p>実際、「商品・サービス国際分類表〔第12-2025版〕」でも</p> <ul style="list-style-type: none"> > この類には、特に、次の商品を含まない： > 精油のみから成る食品用又は飲料用香料（第3類）； <p>と言っている。</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/document/kokusai_bunrui_12-2025/all.pdf</p> <p>食品用にしたって食品の芳香用である。それとも香りを味と錯覚させるためのものであって芳香用ではないとでも言うのか。</p>	<p>御引用の通り、以前の国際分類表においては、精油のみから成る食品用又は飲料用香料については、第3類に分類されていましたが、2024年4月に開催されたニース同盟専門家委員会第34回会合において、精油は、それを使用した香水・食品香料等の商品を取り扱う各業界において、用途別に使用されている取引の実情を踏まえ、精油及び香りに関連する商品については国際分類第13-2026版以降、製造用は第1類、芳香用は第3類、医療用は第5類、食品用は第30類、たばこ用は第34類に属する旨決定され、今回整理が変更されました。</p> <p>上記決定を受け、令和8年1月1日以降に出願される第3類に属する精油及び香りに関連する商品については、他類の用途を含まず、専ら「芳香用」のものであることを示すために、変更案の表示としております。</p> <p>なお、変更案の第3類「香料（芳香用のものに限る。）」を、御意見の「香料（食品用のものを除く。）」とした場合には、第3類に分類される「香料」に、食品用以外の用途の香料が全て含まれることとなり、上記会合の決定を適切に反映した商品の表示することができません。</p> <p>したがって、変更案を維持させていただきます。</p>
2	<p>「類似商品・役務審査基準〔国際分類第13-2026版対応〕（案）」の第5類の商品の審査基準では、第5類の類別表（注釈付き）における「dietary supplements for human beings」の日本語訳が、現行の「サプリメント」から「栄養補助食品」に変更されているが、同審査基準の32F15の短冊表示及びその下位概念の例示・備考類似の箇所、並びに、01B01の短冊の下位概念例示1の備考類似の箇所では「サプリメント」の日本語表示が「dietary supplements for human beings」の英訳とともに掲載されている。</p> <p>このように、類似商品役務審査基準の変更案では、「dietary supplements for human beings」に対応する日本語の商品表示として、「栄養補助食品」と「サプリメント」が混在しているため、これら短冊表示等における日本語の商品表示についても、類別表（注釈付き）の日本語訳に倣い「栄養補助食品」へ統一する必要はないか確認されたい。</p>	<p>類似商品・役務審査基準には、商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示するため、参考として、その各類の冒頭に国際分類表の類別表を記載しています。</p> <p>この度、国際分類第13-2026版では、国際分類表アルファベット順一覧表に、第5類「colostrum dietary supplements」が追加されたことを受け、既存のアルファベット順一覧表中の「dietary supplements」の表現を有する複数の商品に合わせ、上記商品の日本語訳を「初乳を主原料とする栄養補助食品」とすることとし、併せて、国際分類表第5類の類別表に記載の「dietary supplements for human beings」及びアルファベット順一覧表中の「dietary supplements for human beings」の日本語訳を、「サプリメント」から「栄養補助食品」に変更することいたしました。</p> <p>他方、日本語の「サプリメント」は、人体に欠乏しやすいビタミン・ミネラル・アミノ酸・不飽和脂肪酸などを、錠剤・カプセル・飲料などの形にした、医薬品に該当しない商品を表す表示として、広く一般に親しまれたものであると考えられることから、類似商品・役務審査基準（第13-2026版対応）の第5類中の類似群コード32F15の四角カッコで囲った見出し（短冊表示）におきまして、引き続き、この表示を維持することいたしました。</p> <p>その結果、日本語の商品表示として、「栄養補助食品」と「サプリメント」が存在しておりますところ、これらについては、今後の審査等を踏まえ、引き続き慎重に検討して参ります。</p>

	<p>類似商品・役務審査基準には、商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示するため、参考として、その各類の冒頭に国際分類表の類別表を記載しています。</p> <p>この度、国際分類第13-2026版では、国際分類表アルファベット順一覧表に、第5類「colostrum dietary supplements」が追加されたことを受け、既存のアルファベット順一覧表中の「dietary supplements」の表現を有する複数の商品に合わせ、上記商品の日本語訳を「初乳を主原料とする栄養補助食品」とすることとし、併せて、国際分類表第5類の類別表に記載の「dietary supplements for human beings」及びアルファベット順一覧表中の「dietary supplements for human beings」の日本語訳を、「サプリメント」から「栄養補助食品」に変更することいたしました。</p> <p>他方、日本語の「サプリメント」は、人体に欠乏しやすいビタミン・ミネラル・アミノ酸・不飽和脂肪酸などを、錠剤・カプセル・飲料などの形にした、医薬品に該当しない商品を表す表示として、広く一般に親しまれたものであると考えられることから、類似商品・役務審査基準（第13-2026版対応）の第5類中の類似群コード32F15の四角カッコで囲った見出し（短冊表示）におきまして、引き続き、この表示を維持することいたしました。</p> <p>その結果、第5類「dietary supplements for human beings」の英語に対し、「栄養補助食品」と「サプリメント」の日本語が存在しておりますところ、商標登録出願の審査においては、いずれの表示も、引き続き、類似群コード32F15を付与して採用して参ります。</p>
3	<p>第28類の「将棋のこま」の英語の商品表示（koma [Japanese wooden chess pieces]）について、「wooden」の記載があることからこまの素材が「木」に限定されてしまい、日本語の商品表示と整合性を欠く。将棋のこまには木製のほか、プラスチック製など様々な素材があるため、頂番285の「こま台」の英語の商品表示（koma-dai [stands for Japanese chess pieces]）に合わせ“koma [Japanese chess pieces]”とするか、又は、日本語の商品表示を「木製の将棋のこま」と変更することを提案する。なお、後者（日本語の商品表示の変更）の場合には、TM5のIDリスト及びMGSにも同様の英語の商品表示を使用した商品があるため、同じく日本語の商品表示を英語の表示に整合するよう変更することが必要と考える。</p>
4	<p>御指摘を踏まえ、第28類「将棋のこま」の参考訳を、「shogi-koma [Japanese chess pieces]」に修正いたします。なお、単品表示で見た時の分かりやすさを考慮し、冒頭に「shogi-」の語を付すこととしました。</p>
5	<p>御指摘を踏まえ、第30類「わさび粉」の参考訳を、「wasabi [horseradish powder]」に修正いたします。</p>
6	<p>御指摘を踏まえ、第8類「人力織機」の参考訳を、「Madrid Goods & Services Manager」で採択可能な表示として例示されている「hand-operated looms」に修正いたします。</p> <p>なお、御提案の「handlooms」の語は、「machines」の文字を付して「Handloom machines」として第7類で、「Portable hand-operated」の文字を付して「Portable hand-operated handlooms」として第8類で採択する国もあり、当該1単語のみでは、WIPO国際事務局から欠陥通報が発せられるおそれもあるため、上記表示とさせていただきます。</p>
7	<p>御指摘を踏まえ、第20類「食品見本模型」の参考訳を、「plastic food replicas」に修正いたします。</p>
8	<p>御指摘を踏まえ、第21類「氷冷蔵庫」の参考訳を、「non-electric coolers [ice-storage box]」に修正いたします。</p> <p>なお、第21類「アイスボックス」の参考訳として「non-electric portable ice chests for food and beverages」の文字を用いているため、混同を避けるために、「氷冷蔵庫」の参考訳は、上記とさせていただきます。</p>

9	<p>「電子計算機用プログラム(の提供)」の細分化が必要であると考える。この商品・役務は幅広い産業で提供されていて、それらの需要者が大きく異なる。例えば、「(機械)制御用コンピュータプログラム」、「家庭用アプリケーションプログラム」(需要者は一般消費者),「管理・経営・財務用コンピュータプログラム」、「電子計算機用ライブラリプログラム」(需要者はプログラマに限られる)などに分割するはどうか。</p>	<p>「電子計算機用プログラム(の提供)」の細分化等については、既登録商標との類否判断への影響があるため、慎重な検討が必要になると考えます。頂いた御意見に関し、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>9類については、いくつかの商品表示が他の類に移行されていますが、肥大化する傾向のある「11C01」につきまして、引き続き、類似群コードを新設するなど、スリム化することを検討頂きたい。</p>	<p>類似商品・役務審査基準上の類似群コードの見直しは、既登録商標との類否判断への影響があるため、慎重な検討が必要になると考えます。頂いた御意見に関し、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>現在、例えば以下のような24C01が付されている商品表示が採択されているが、たとえ子供が主に自転車に乗るときに使用する場合も「09G05」のみの類似群コードが付されると考えて良いか。</p> <p>09 M 子供用保護用ヘルメット protective helmets for children 09G05 24C01 09 T M 折り畳み式保護ヘルメット Foldable protective helmets 09G05 24C01</p> <p>なお、以下の表示は、現行においても24C01が付されずに採用されている。</p> <p>「参考」</p> <p>09 T M 自転車用ヘルメット Bicycle helmets 09G05 09 T 自転車用ヘルメット helmets for bicycles 09G05</p>	<p>本御意見に関しては、今回の意見募集対象外の表示に関する御意見として承りました。</p>